

奈良県立大学学則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十六号

奈良県立大学学則を廃止する規則

奈良県立大学学則（平成二年三月奈良県規則第三十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。